令和６年　第10回（定例）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第３日）

令和６年12月18日（水曜日）

議事日程（第３号）

令和６年12月18日　午前９時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

出席議員（10名）

１番　道信　俊昭君	２番　大江　　梨君
４番　米澤　宏文君	５番　横山　元志君
７番　御手洗　剛君	８番　三浦　英治君
９番　田中海太郎君	10番　寺戸　昌子君
11番　川田　　剛君	12番　草田　吉丸君

欠席議員（１名）

６番　沖田　　守君

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　倉木　正行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	島田　賢司君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	益井　仁志君
税務住民課長 ……	中田　紀子君		
つわの暮らし推進課長 ……			宮内　秀和君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君
農林課長 ……	山下　泰三君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	小藤　信行君

午前９時00分開議

○議長（草田　吉丸君）　おはようございます。

引き続いてお出かけいただきましてありがとうございます。

これから３日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より、欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は１０名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、２番、大江梨議員、４番、米澤宏文議員を指名します。

日程第２．一般質問

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、一般質問。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。発言順序５、１番、道信俊昭議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　おはようございます。それでは、今日の１番バッターとして質問に入りたいと思います。

私の最初の質問は町民センターのトイレということではありますが、町民の方と座談会を何回もやっているときに必ず出てくるのは、町民センターの前のまず穴ぼこになっとるあれを何とかしてほしいということ。それから、トイレの問題がいつも出てきます。

普通でしたら私どもが女子トイレを見ることはできませんので、職員の方に同行していただいて女子トイレの中を見させていただきました。そうしたときに「これ、すごいな」というのがありまして。最近は私どもも含めてですけども、しゃがむという、そういうことというのはあまりしません。なので、これがいかに苦痛なのかと、その段階になったときに。ましてや、足に障がいを持たれたりしている人にとってはこれは非常に大きな問題だなというのを実は中を見させていただいたときにつくづく感じましたので、この問題を一般質問の中で冒頭に取り上げさせていただきたいというふうに思っております。

具体的に言いますと、障がいを持たれた方のトイレを見たときにびっくりしました。「こんなトイレがいまだにあるの」というのが実感ではあります。具体的にここで写真を見せるとかいうようなことはできませんけども、多分、御覧になったらびっくりされると思います。

もう一つは、女子トイレのほうを見ましたときに、後で答弁がありますけども、簡易トイレの設置とか何とかというのをまた具体的に聞いていきますけども、置いたらドアが開かない、あるいは閉まらないというのも説明を受けましたんで、そのあたりを含めて第１番目の質問というふうにいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　おはようございます。それでは、１番、道信議員の御質問でございます町民センタートイレについて回答させていただきたいと思います。

津和野町民センターの現在の洋式トイレの設置状況は、コミュニティーセンターの事務室の隣のトイレに男女１か所ずつ、また、多目的トイレに１か所設置しております。体育館側には男女とも１か所ずつ設置しております。また、大集会室横のトイレ

は女子トイレのみに簡易の洋式トイレを設置しております。

トイレの改修につきましては、町民センターの耐震改修工事にあわせて検討したいと考えております。それまでの間につきましては、御不便をおかけいたしますけども、簡易トイレの設置箇所を増やすなどで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それでは、再質問に参ります。

まず、コミセンの改修というのが大体いつ頃なのかということをこれを御覧になっている町民の方にお知らせしたいと思いますんで、改めて、あと何年待てばいいのかということで、これをお答え願いたいのが一点。

それから、２点目は、簡易トイレを何か所ぐらいつけられるのかなということ。今の段階で確定はしないですけども、大体こんな感じと。先ほど私が言いましたように、置いたらドアの開閉ができない状態で、ドアも決してばたっとつくりつけたドアじゃないんですけども、これだったら、ドアあるいは立てつけをちょっと移動したらできるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりをもう少し掘り下げてお聞きしたいと思いますんでよろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　まず、町民センターの耐震改修工事ということでございますけれども、この工事につきましては、現在、令和８年度から着手したいと計画をしております。

それから、簡易トイレの設置のことにつきましてですけども、設置場所につきましては、また現場のほうをよく確認させていただいて、どういったところにつけていくか、男子トイレ・女子トイレ、そういったところに簡易なものをつけていきたいと考えております。

それから、先ほど、議員のほうから、簡易トイレを設置しておりますけどもドアの開閉がなかなかできていない、引っかかったりするというところでございますけども、そういった部分につきましては、また簡易トイレの規格等を考えながらそういった利用しやすいようなものを設置していきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　簡易トイレ、いろいろな種類があるということなんで、ぜひそこは工夫してやっていただきたいというふうに思います。

これ、目に見えないものですけども、座談会に出たときにこの要望が多いというのはそれだけ不便を感じておられる方が多いということを意味しておりますので、早急に、コミセンの改修まで今の状態で待てというのは非常に酷ですんで、これはぜひ頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、第２の質問です。第２の質問は情報開示ということになります。

「情報開示」というのは言葉では非常に短い言葉なんですけども、私がなぜこの問題をいつも取り上げていくかというと、今、津和野町は少し観光客が増えたとはいえ、この状態でいくと町の中が本当に死んでしまうんじゃないかという危機感を私は自分も商売をしていますんで非常に感じております。民間人が頑張って観光客を増やそうとか町に来てもらう人を増やそうというのはほぼ無理です。ですから、そうしたらどうしたらいいかといったときに、官、行政、それから町民とが一体になって、きれいな言葉ですけども、手を携えてというようなところでやっていかないといけないというふうに私は常々から思っております。

そのためにはどうしたらいいか。まず、お互いに情報を共有するということが一番重要なことだと思っております。情報を共有するということは……。出したくない情報も多分にあると思います。ですけども、もうそんなことを言っとるときじゃないよというのが私の率直な今の思いでありまして、そういうものを共有しながらまちづくりをやっていくということにしていってほしいという。

そういう思いで、まず、日本遺産センターのことに入りますけども、具体的に。ここに第１番で質問を出したのが、日本遺産センターの再認定の発表が近日中にある。要件は民間企業と民間人がセンターをいかに活用したかであった。つまり、行政と民間との協力体制が町の活性化に重要であるということであります。これは先ほども強く言いましたけども、そういうことです。ところで、そのための第一歩は行政と民間との情報の共有だと私は思います。

質問第１は、遺産センターはこの３年間にどんな策を講じたのかということを具体

的にお答え願いたい。

質問２は、日原中央公民館というふうに、正式名称はこれと違いますけども、私らは認識がそこになっていますんで、について、①財源である国の補助金の名前、これをまずお聞きしたい。内閣府が出しているようですけども、それを改めてお答え願いたいと。

②具体的に何を意味するのか。ちょっと抽象的ですけど、言い方にしましたけど、これをできるだけ詳しくお答え願いたい。

③年間の利用計画はという。これも抽象的ですけども、できましたらお答え願いたい。

質問第３、行政主催の講演会をユーチューブで公開する旨を要請してきました。いまだしつこいくらいにユーチューブのことを言っていますけども、それに対して、演者、ユーチューブに出られる方の許可を得ることを具体的にやってきたのか。これをユーチューブに載せてもいいですかということを現実にやってきたのかということをお聞きしたい。その結果はどうであったかということを、まず第１の質問で、大ざっぱではありますけど、お聞きしてから次の質問に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　それでは、情報開示について御回答をさせていただきます。

まず、１つ目の御質問でございますけども、議員の御質問は、日本遺産再認定に係る日本遺産センターの対策でありましたが、このことについては津和野町、津和野町教育委員会、津和野町日本遺産活用推進協議会などが一体となって取り組んでまいりました。

その取組として主要なものは、民間事業者への経済波及効果を目的とした新商品開発支援事業補助金の実施、民間事業者との連携による日本遺産プレミアム付商品券の販売、津和野城跡観光リフトへの日本遺産サテライトセンターの整備、民間事業者と連携した町中コンシェルジュによるフレキシブルなガイド環境の充実、構成文化財を活用した訴求力のある出演者による講演会やシンポジウムの開催、島根県や益田市との日本遺産連携による商談会や周知活動の実施、インバウンド対応として多言語化の

充実、ふるさと教育充実のための歴史学習や学校等への出張出前講座の開催、その他、町民の方への周知として百景図よもやま話などを広報つわのへ連載するなど、多岐にわたる取組を実施してまいりました。

なお、日本遺産再認定に関することでありますが、１０月に文化庁認定評価委員による現地視察があり、その際には評価委員の方々からはよい評価が多くあったことから概ね１１月から１２月に通達とのことであった審査結果について町としてはよい報告を待ち望んでいるところであります。

続いて、２番目の質問でございます。

その１つ目でございますけども、日原地域活動拠点施設整備に係る財源につきましては内閣府の令和６年度デジタル田園都市国家構想交付金を活用したいと考えております。

続いて、２つ目、３つ目の御質問でございますが、日原地域活動拠点施設の活用方法としましては、日原公民館、日原中央公民館が企画する社会教育に関する各種講座や研修会、イベントの実施はもちろんですが、教育委員会が週２回実施している放課後子ども教室の拠点としても活用する予定です。

また、津和野町内の文化団体やまちづくり委員会、婦人会、老人会、スポーツ団体などの地域団体、更には益田管内の関係機関や各種団体の総会、研修会、会議等の利用を見込んでおります。

また、日原山村開発センターを利用していたフラダンスや水彩画などの地域のサークル団体からも施設ができたらぜひ活用したいという声も頂いており、積極的に活用していただけると考えております。その他、町の関係として、健康診断や乳幼児健診、行政相談窓口、期日前投票所など各事業の会場としても活用します。

更に、地元ＩＴ企業と連携して実施しているＩＣＴ／ＩｏＴの活用及びビジネスマナー向上へ向けた人材育成事業につきましては、現在、津和野町民センターで実施していますが、日原地域での実施も進めたいと考えております。併せて、高齢者向けのスマホやＰＣ教室、ＩＣＴ利活用に関する相談窓口の開設、デジタル技術を活用した健康づくりなども検討してまいりたいと考えております。

続いて、３つ目の御質問ですが、６月定例議会において、文化財等に関する講演会

のユーチューブ配信についての御質問を受け、教育委員会が所管する講演会について配信に向けて講師の方の承諾作業を行ってきたところです。

この間、３件の講演会を開催いたしましたが、いずれにつきましても、ケーブルテレビ等の限定された環境での公開のみの御承諾となり、講演から約１か月後をめどにケーブルテレビで放映するという対応を取っております。

講演会に際しては、資料を映写・配布することが多く、その権利関係の問題がユーチューブでの配信に限らず御承諾いただけない理由の一つであると考えられます。

他自治体の文化施設においても外部講師については承諾を得ることが難しく、例えば、自館の館長が自館の所蔵する資料を使って行うもののみに限る等、全ての講演会のユーチューブでの公開には至っていないと伺っております。

また、講演会の開催の趣旨の一つとして講演会をきっかけとして津和野町にお越しいただきたいということもあります。実際、遠方より講演会のために津和野町にお越しいただくケースも確認されておりますことから、ユーチューブで配信することによりそういった人の流れに影響が出ることも懸念されます。

御要望の趣旨である観光客に直接接する商売人が聴講できる態勢を取ることについては、ケーブルテレビでの放送をぜひ御活用いただければと考えております。現状、講演会等を後日放送していることを御存じない方も多く放送日時の周知等が十分ではありませんので、周知方法について見直しを行ってまいります。

なお、ユーチューブについて御意見を頂いた後に検討を行い、津和野町へお越しいただくための広報の一つとしてユーチューブを有効活用し、文化施設の企画展情報を紹介するケーブルテレビ番組『つわのミュージアムパスポート』の公開を１０月より開始いたしました。今後も定期的に番組の公開を行っていく予定としております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それでは、再質問に入ります。

まず最初に、いろいろな企画をたくさんされていますけども、これだけのものをされていたら再認定のどうとかああとかという騒ぎをする必要はないのになと思ったんですけども、これ、最近になって、言葉はちょっと悪いですけども、慌ててやられたのか。このあたりがちょっと。これだけのことをやられとったら再認定がどうとかと

いうふうにならんかったような気がするんですけど、そのあたり……。この企画というのはいつ頃からされましたか。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　この企画をいつ頃というところでございますが、最近になってこれだけの活動をしてきたということではございませんで、令和３年に日本遺産の再審査という結果を踏まえまして日本遺産活用推進協議会というものを新たに組織し直しました。その組織の中で、その当時、文化庁のほうから指摘されていました「民間事業者への波及がほとんどされていない」ということが指摘の中の一つでございましたので、そういうところを強化するということで、民間事業者の方を交えて行政も交えて一緒になって日本遺産を活用していくということでこういったような事業を始めて継続してきたということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　ということは推進協議会の力というところが非常に出てきたということと受け取っていいですね。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　　重樹君）　議員おっしゃるとおり、推進協議会の活動が、正常にというか、強力に推し進められているというふうなことでございます。民間事業者、行政、それぞれの役割分担というのがございましてそれぞれにそれを果たしてきたというところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　というのは、ほかのまた再認定でどうとかという危なっかしい市町村から相談を受けたんですよ。「津和野町はどんなことをしとるの」と言うたときに、今、この例示を見て、津和野町はこんなことをしたんだということ、今度、再認定されたときには、これを見せて、津和野町はこういうことをやってきたから再認定にこぎ着けたんだという自慢というか、そういうものをしたいと思ったんで。これだけのことをやっとるんだと。その市には「あんたのところもこういうぐらいの活動をしなさいよ」ということを言いたいというふうに思っておりますんで、これ、参考にしたいと思います。

続いて、デジタル田園都市国家構想交付金のことなんですけども、確かにいろんな項目をその後にだっと最初の答えで述べられておりましたが、ここに内閣府の発行したデジタル田園都市国家構想交付金の指針というものがここにありますんで、ちょっと読み上げます。この中でどれが該当するのかなというふうに思いますんで、ちょっと読み上げます。三つあります。

まず１つ目は「デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題」。

２つ目、「このため、デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が交付金により支援する」。

３つ目、「具体的には、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデル等を活用して迅速な横展開を行う事業や、地方への新たなひとの流れを創出するためのサテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援する」。

こういうふうに書いてあるんですよ。あと、こっち側に具体的なイメージとか具体例が書いてありますけど、これは後でまたあれしますけども、今の大枠、表現として難しい感じなんですけども、どこに適合するというふうに思われるかをお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　今、議員のほうから、デジタル田園都市国家構想交付金の三つのタイプについての御説明といいますか、ありましたけども、そのうちどれに当たるかということでございますが、３番目の「拠点施設の整備等」というふうな言葉もありましたけども、地方創生拠点整備タイプというふうなことで呼んでおりますけども、それに当たると考えております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　分かりました。

私らは見たことがないんですけど、出される申請書がありますね。以前からも申請

書がどうとかああとかというのがありますけど、この申請書を出された後にその申請書の開示というのはできますか。見せていただくことができますか。お答えください。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　今から申請ということでございますけども、議員のほうから申請書の公開ということでございますが、情報公開条例が規定されておりますのでその条例に基づいて対応してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　冒頭に私が情報開示が大切だと言うのはこういうことなんですよね。こういうものを見てこういう形で申請されているんだなというのを我々自身が自分の目で確かめていきたいというふうに思っていますので、そのときには情報開示請求をしますので、ぜひよろしくお願いします。

それから、次は「ｅスポーツ」という言葉が全然この中にないんですよ。ｅスポーツ。以前から私は耳の中に「ｅスポーツ」と「Ｗｉ―Ｆｉ」という言葉がずっと残っていたんですけども、ｅスポーツという具体的なものを明示して、先ほどの具体的な例というのがあるわけですけども、これに合致するものとして解釈してもよろしいでしょうか。どの行がｅスポーツになるのかというのが。ｅスポーツという言葉が全くないんで、どうなのかなというのをちょっとお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　「ｅスポーツ」という表現が出てきていないということでございますけども、先ほど御答弁させていただきました２番目の回答でございますが、最後の文章のくだりで「併せて、高齢者向けのスマホやＰＣ教室、ＩＣＴ利活用に関する相談窓口の開設、デジタル技術を活用した健康づくりなども検討してまいりたいと考えております」というふうに答弁させていただいておりますが、ここでいわゆるデジタル技術を活用した健康づくりというところでｅスポーツというふうにお読み取りいただけたらなというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　分かりました。ここですね。ここというところ。大体、検討は続くにしてもこの中できちんと答えていただかんといかんと思ったんで改めて

お尋ねしました。

続きます。ユーチューブの件という形になっていくんですけども、前々から言いますように「道信、しつこいな」みたいなところもあるんですけども、最初の答弁の中に「この間、３件の講演会を開催いたしましたが、いずれにつきましてもケーブルテレビ等の限定された環境での公開のみの御承諾となり」という文言があるんですけども。ここ、よく分からないんですよ。「ケーブルテレビ等の限定された公開」、これがケーブルテレビとの……。「これ、うち以外は出しちゃ駄目よ」というようなふうに読み取れるんですけども、契約書みたいなものがあるんですか。そのあたり、ちょっとお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　今、議員のほうからの御質問でございますけども、ケーブルテレビ等の限定された公開としてというところでございますが、これまで３件の講演会を行ってきております。

一つが森鴎外記念館での鴎外忌講演会ということで、これは７月２０日に実施しております。それから、科研費公開講演会ということで、これは養老館で９月の１２日に実施させていただいております。それから、津和野城築城７００年シンポジウムということで、これは１１月４日に町民体育館で開催をさせていただいておりますけども、これらにつきまして講演会等ということでユーチューブ等の配信というところでのお話もさせていただいておるところでございますけども、著作権のこととかそういったことがございまして、いわゆる講演者といいますか、そういった関わる方々からはそういったケーブルテレビのみということでの承諾を頂いたということでこういう表現をさせていただいているということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　契約書。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　失礼しました。契約書というか、そういった紙に残したものはなくて口頭で確認をさせていただいております。（「口頭で」と呼ぶ者あり）

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　口頭でというのは誰と誰がどの場所で交わす言葉が正式なものになるのか。ただ廊下で出会って「ケーブルテレビだけでだよ」「分かりました」みたいな、こんな軽いものなのか重たいものなのかというようなことをちょっとお尋ねしたいんですけど、どういう口頭なんですか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　口頭でということでありますけれども、これについては講演の依頼をするときに講演者に対してそういったケーブルテレビであったり、議員の御指摘がありますようなユーチューブでの配信ということの許可についての確認をさせていただいております。その中におきまして講演者のほうからその旨の可否ということでお話を頂いて、今、答弁させていただいておりますようにユーチューブでの配信等というのは許可は得られていないという形になっております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　ちょっと突っ込みます。教育委員会のほうとしては誰がやるんですか。どの立場の人がやるんですか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　講演に関しての依頼については各担当者が講演依頼をしておりますので。ただ、実際の講演依頼につきましては、当然、教育長名で依頼させていただきます。ただ、講演内容、それからそういった事務的な手続につきましては担当のほうが実施させていただいております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　ちょっと分かりにくいんですけども、書面はないんですよね。書面、契約書を交わすわけじゃないんですね。教育長の名前ですけども、書面がないのに教育長の名前が何で出てくるんですか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　書面がないというのは、先ほど御質問いただきました契約書に関わるそういった書面はないということです。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　契約書に関わるのはないと。だったら、メモ用紙みた

いなのでばばっとやる。最低、ちょっと極端ですけれども、それはあるということなんですか。それとも全くないということなんですか。そのあたりをちょっと。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　この話に関しては口頭での契約という形になりますので書面にはそういったものは残っておりませんけれども、そのことは事務担当の方と講演者のほうとの協議の中でそういった確認をさせていただいているという意味でございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　すいません。ちょっと補足で。講演についての依頼に関しては教育長名のほうで文書を発出させていただいております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　ユーチューブ、要するにケーブルテレビのみはオーケーですよということだけど、それ以外は駄目ですよというのは口頭でやっているんですか。今、言われた事務担当がということは事務の人が１人で「これ、ケーブルテレビだけですね」「そうですよね」と。そのあたりはちょっと分かったような分からんようなところがあるんで。そのあたりは事実関係としてどうなんですか。事実関係だけでいいですけど、どういうことか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　講演に係るユーチューブの配信に関しましては著作権法上におきまして講演者の承認が必要になってまいります。その中で担当のほうと講演者が協議の中におきまして確認を取らせていただいているということであります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　ちょっと曖昧だなみたいな。分からん。何でかというと、最終的に私が最初に言うたようにユーチューブで配信してくださいというのが大前提ですんで、そういうような分かったような分からんようなところで契約関係があるっちゅうのはちょっと考えていかないといかんなと。

次の件は、この中にも書いてありますように「権利関係の問題」という文言がありますよね。権利関係の問題というのは著作権の云々になるということになるとは思う

んですけど、ちょっとそこを確認します。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　権利関係につきましては著作権法上のほうで講演については講演者に著作権があるということになっているということであります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　著作権の問題というのは、例えばデザインとか何とかだったら、私ら、日頃、接しているからよく分かるんですけども、今のところというのは私も、今、聞いたばっかりで改めてもう一回勉強せんといかんかなという。手続の問題を含めて勉強していきたいんでまた次の機会があればここを取り上げてみたいと思うんですが。

その次に「承諾を得ることが難しい」というのは難しいんですか。ということは先生方が「もう出したらいけん」というふうなことを。今まで「出してもいいですか」ということを聞かれたということもあると思うんですけども、そのあたりの感触、現実問題としてどうなんですか。難しいというのが、駄目というのが大体の先生方のお答えなんでしょうか。そのあたりをちょっとお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　繰り返しになりますけども、文化庁の著作権に関するＱ＆Ａというのがあります。その中におきましても講演の内容ということにつきましては口述という方法によって表現された著作物ということが規定されております。著作権は講師本人にあるので講師からの講演の利用についての了解を得る必要があるということがＱ＆Ａのほうにも書かれております。

今、教育委員会で講演をお願いしていることに関しましては、研究者の方にお願いをする場合というのが多くありますので、そうしたときに御自身の研究成果というものを講演の中に盛り込む場合もあります。そうした中におきまして講演される方の御判断によってそういったことのいい悪いということの御判断になってまいります。

全ての方が駄目だというわけでもないと思いますし、全ての方が逆にいいというわけでもないので、このことに関しては講師の方の御判断に委ねられているということになりますので、感触はどうかという御質問ではありますが、そこについては講師の

先生方のそれぞれの御判断によるというところで御理解を頂ければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それを先生方に確認をされてきましたか、今まで。今までの中で「先生、これ、出してもいいですかいね」というようなことを確認されたという事実は今まではどうだったかなみたいな。別にしたせんがどうだとかは思っていないんですけども、されましたかというところをちょっとお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　教育長が御答弁させていただいておりますけれども、今年６月の議会以降、３回の講演がありますので、この３回の講演についてはそれぞれ確認を取らせていただいております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　私が冒頭で言ったように、町民とそういう人達、できるだけ私らとしたら勉強したいというのがありますんで、これをしていく方法のほうへ持っていくことが重要なんで。今までの分だとどうもどこかでガードがかかっているなというふうに私らは見てしまうんですよ。皆さんにわっと公開すればいいのにと思いながらも現実には今みたいなことになっているんで。今までのことは今まででいいですから、今後、そういうところを出していって。

私らも勉強しないと観光客の人と話をしているときに「やっぱりあんたらは何にも知らんのじゃね」みたいなことになるのが一番恥ずかしいということがありますので、できるだけ積極的にということを申し添えますけども、今後というところで、できるだけ上位の方、事務の人だけ、担当者だけでイエス・ノーと決めるんじゃなくて、もうちょっと教育長が、重要なことですんで、直接、対話されて今のようなことの可否を取っていただきたいというふうに思っております。

次に行きます。次の「また、講演会の開催の趣旨の一つとして講演会をきっかけとして津和野町にお越しいただいたということもあります。実際、遠方より講演会のために津和野町にお越しいただくケースも確認されております」ということは何人かがということなんですけど、どういう確認を取って何人だということがもしお答えできれば教えてください。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　御質問の資料ですが、これも直近のものになりますが、昨年９月に、三津同盟の締結記念講演会、ロバート・キャンベルさんを講師としてお招きしたものでありますが、こちらにつきましては、町外の方で１４名、県外の方で１６名ということがアンケートからの結果で分かっております。総体の来場者数は１５２人ではありましたけれども、そのうちの３０名の方は少なくとも町外のほうから来ていただいているとなっております。

それから、今年の９月に「津和野の伊能図が語る　近世後期の地図作製」というところで講演会をさせていただいております。こちら、来場者は５３名でありますけれども、町外の方は約５０％、約半数の方に来ていただいております。

それから、最近のところで、津和野城築城７００年の講演会につきましても、こちらも４２５名の来場者がありまして、そのうち、島根県、町外の方が１５４名、県外から１２４名の方が来ておられます。

そのほか、森鴎外記念館の講演会も実施させていただいておりますが、こちらについては、来場者というか、どこから来られたかということは集計を取っていないのではっきりしたことは分かりませんが、来場者の方といろいろな話をさせていただく中で遠方から東京都あるいは愛知、福岡といったところからもお越しいただいている方がいるということはお話の中でちょっと伺っているところであります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　その後に「ユーチューブで配信することによりそういった人の流れに影響が出ることも懸念されます」。問題はここなんですよ。これは私は全く逆の発想をしております。発想じゃない。逆です。これ、全く逆ですから。

先ほど答えられた部分は来てよかったなということですよね。その後、読むと、これを見るとユーチューブで配信することによりそういう人が来なくなる可能性があるというふうな雰囲気をここでは最初の答弁の中で述べられているんですけど、これ、全く逆ですよ。ここの考え方を変えていかにゃいけんというのが、今回、非常に大きな私の言いたいこと。

というのは、大分前になりますけど、ＮＨＫが……。

ＮＨＫじゃなかった。テレビが出始めた頃に「寄席の席にテレビカメラを持ち込んでテレビで放映したいんだが」ということを言ったときに寄席の側が「そんなものをテレビで配信してもらったら寄席に来る人が少なくなる。だから、駄目」というようなこういうことが現実にあった。私が見たわけじゃないんですよ。というふうに言われております。

これ、全く逆なんですよ。逆なんです。テレビで放映することによって、ライブを見たい、ライブのあの臨場感を感じたいというのが。これが一番重要なんです。

講演、私はこの前の築城７００年のも行きました。やっぱりライブですよ。いいのはライブ。だけど、そのライブに行きたいなという感触を起こさせるのが配信なんです。だから、ここの考え方はぜひ変えていただきたいということを思っております。

次に行きます。あまり時間がないんで次に行きます。

最後の１０分になるんですけども、『つわのミュージアムパスポート』でいろいろ情報を流しておられる。見ました、これ。検索して、ユーチューブで。びっくりしますよ。「１１月１２日までです」。「今、１２月だけど」と思ったんですよ。１１月１２日まで開演しておりますというのが森鴎外記念館。たしかそうだと思います。もう一つは郷土館のほうも出ていました。とっくに終わっているじゃんというふうに私は思ったんですよ。

この件に関して一つ言います。これ、誰が撮ったんですか、ユーチューブのあれ。これ、ちょっとお答えください。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　こちらにつきましてはサンネットにちはらさんのほうに御協力をお願いさせていただいています。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　１回だけですか。これ、随時云々と書いてありますね。「随時、今後も定期的に番組」。「定期的に」と書いてありますけども。更新は何回ありましたか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　すいません。更新については、今、ちょっと確認ができ

ておりませんけれども、今後につきまして計画的には答弁させていただいておりますように更新をしていきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　「定期的に」という意味がちょっとよう分からんのですけども。サンネットがされたということはプロですよね。そこに委託してやったということになるんでしょうけども、ほかのいろんなユーチューブを見たら個人でみんなやっておられるんですよ、個人で。要するにマイクがあってスマホがあったらできるみたいな。教育委員会の職員の機材、あるいは、教育委員会がそれを作られりゃ作られてもいいんですけど、これでは無理なんですか。いちいちサンネットに言うて、当然、そこ、お金が発生していますよね。聞きましょう、ほんなら。これ、お金、払われましたか。どうされたか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　経費につきましてはこちらのほうは発生をしておりません。町の事業というところの中で御協力を頂いているということであります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　確認しますけども、ただですか。無償で、無料でサンネットがやってくれたんですか。ちょっと確認です。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　こちらにつきましては、ケーブルテレビのほうでの番組の中でそういった美術館であったり、記念館、郷土館、そういった展示行事を放映していただいておりますが、そちらを放映していただいているという形であります。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　ユーチューブで配信するという行為、別の行為ですよね。サンネットじゃなくてユーチューブで見ましたから、私。ユーチューブでやりますよというものには、一切、経費、金は払ってないということですか。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　ケーブルテレビのほうで放映をされる番組を撮影していただいて、それをユーチューブのほうで配信していただいているというものでありま

す。（「それで、ただか」と呼ぶ者あり）

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　それでただということなんですね。そうしたら、いつでも、いうたら……。今、みたいに１１月１１日ですよ。今日、見たのが。そこまでですと言うているんですけ。今、１２月なのにというのが。ほんなら、サンネットが……。どっち側に問題があるかというのがあるんです。問題なんですけどね。それはいいです。もう終わったことだからいいんですけど。

今後ですけど、今のように機材といってもそんな難しいもんじゃないから、ユーチューブに上げるのは。職員、要するに教育委員会がこれを撮ってぴゃっとアップするというのは考えて……。どうです。おられますか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　ユーチューブへの配信ということで、今、次長のほうでこれまでの経過等について御説明させていただいたところであります。議員のほうからこれから教育委員会としてそういったユーチューブへの配信ということでございますけども。

ユーチューブの配信に当たってはどういった手続が必要なのかなというふうなこともあろうかと思いますので、そういったところをちょっと確認させていただいて、今、ケーブルテレビということであいってサンネットさんと一緒に協力いただきながらやっていただいておりますのでそういったところも踏まえながらちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　これは、今、たまたま教育委員会が出たんであれなんですけども、いろんな情報を上げていく、現実にこれを上げられたわけですけ、これでやりゃいいわけなんですよね、ユーチューブで。ということは、たまたま、今回、こういう教育委員会だけだったんだけども、どの課もいろんな情報を上げられるということですよね。今回、これを見たときにいろいろ森鴎外のあれはどうとかああとか、結構長いこと内容も言われていましたよ。これで開館の案内とか何とかをする。ただ単に「何月何日までなんですよ」だけじゃなく、内容も結構言っておられましたんで、

この感覚で各課のいろんな事業あるいはお知らせとかという程度のもの等々も含めて上げていきゃいいんですよ。アップすれば。それで行きたいなと思ったら行きゃいいっていうような、そういう行動になりますんで。

機材も、今、教育長は言われましたが、これをぜひ検討してもらって、ほぼ安い金額でできると思いますから、これでやってもらいたいというふうに。ぜひまた次の機会にお幾らでしたかというのを聞きますんでお願いしたいと思います。

時間的にも終わりましたんで。迫ってまいりましたんで。今回、私、情報開示のことで、今、問答をやってきたときに非常に感じたのは、今まではどうも囲い込んだなという感想です。囲い込んでしまったから情報が出てこない。それは誰のせいとは言いませんけども。それは基本的に中でやりゃいいことなんで。

だから、囲い込んじゃ駄目。一職員の囲い込みみたいなことが生じたら尚更駄目。だから、教育長が責任を持って情報発信をしてほしいということが最後の言葉になるんですけども、そこのあたりをやると情報開示の基本的なところでお互いに共有してお互いに助け合って町をよくしていこうということで。

以前、観光課と教育委員会の職員が兼務していましたよね。だから、これは１人じゃなくても要するにコラボすりゃいいわけですから。これ、ありましたよね。私が言っている「活性化という情報を出しましょう」と言ったときにやっぱり今の津和野でいったら教育委員会なんですよ、ポイントは。これ、左右してますんで、津和野の運命を。だから、そこまで非常に重たいものを持ってますんで、責任とか何とかという大げさなことではないけども、期待しているんですよ、教育委員会に。だけど、発信するのはやっぱり観光課あるいはつわ暮らがやはり発信しますんで今まであったことの事例をもう一回復活させてぜひそこをやっていただきたいんですけども、このあたり、教育委員会、教育長、最後の質問になりますけども、そのあたりは前向きに機材の話も含めてどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　情報発信というところでいろいろ議員のほうから御意見を頂いたところでございますし、こうして一般質問の中でいろいろと意見交換もといいますか、答弁もさせていただいたところでございます。

そうした中で情報開示といいますか、情報の発信というところで、ユーチューブという、一つ、そういった手段を使ってということでございますけども、先ほども答弁の中で話をさせていただいておりますけども、いろんなそういったユーチューブに載せるに当たってもいろいろな手続等が発生してまいると思っておりますので、そういったところをまずは確認していきたいというふうに思っておりますし、当然、そういった情報を発信するということであれば、例えば、先ほども講演会等の中ではそういった講師の方の御承諾が必要になると。そういったこともありますので、そういった部分も踏まえながら、また、庁内、つわの暮らし推進課、商工観光課、そういった課とこれまでもいろんなところで連携してきておりますので、そういった中でまた各課とも情報共有を図りながらそういった部分につきましてもまた今言った手続的なところも踏まえて検討していきたいというふうに考えています。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（１番　道信　俊昭君）　ありがとうございました。終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、１番、道信俊昭議員の質問を終わります。

……

○議長（草田　吉丸君）　ここで１０時１５分まで休憩とします。

午前10時02分休憩

……

午前10時15分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序６、２番、大江梨議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　議席番号２番、大江梨です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、町内の３社会福祉法人の統合に向けた取組の現状と課題というテーマで質問をいたします。

令和５年４月の議会の全員協議会において、町内３つの社会福祉法人、津和野社会福祉協議会、つわの福祉会、にちはら福祉会の３社会福祉法人が統合に向けて動いていく必要があるということで執行部より議会も説明を受けたところです。

つわの福祉会とにちはら福祉会は、それぞれ、シルバーリーフ津和野、星の里という特別養護老人ホーム、あと、デイサービスという同様の事業を行っておられます。津和野町社会福祉協議会においては地域福祉事業と介護事業。介護事業のほうは訪問介護事業と居宅介護支援事業を行っておられますということで、ここまでの執行部からの説明でこの３社会福祉法人を統合する理由というところについては町内の人口が減少しているということに併せて介護対象者も減少しているので、それに合わせて適切な規模の施設にしていく必要があるということ、また、介護人材、３社会福祉法人それぞれにおられる方々の人材の共有であったりとか募集というものを行いやすくしていくというところ、あとは法人の経営の効率化を行っていく、そして、町と連携をより取りやすい体制の下で運営していくというそういったところを理由として理解をしています。

特に介護人材の不足というのはかなり緊急度の高い課題であるというふうに思っていますし、特別養護老人ホームにおいても施設の耐用年数というものがある中で、今後の施設整備を考えていかなければいけない段階に来ているというふうに聞いています。

そういったことに対応していくために３社会福祉法人の統合が必要であるというように認識しているんですけれども、そこで今回の統合に向けた現状と課題についてお尋ねいたします。

１つ目なんですけれども、この３法人を統合することによって町としてどのような介護サービスを展開することを理想としておられるか。

２点目、令和５年・６年度は統合に向けてどのような取組が行われたのか。

すいません。３点目、私、予算の数字、拾い上げたものが間違っていましたので訂正も併せて聞いていただたきたいんですが、令和５年度に介護サービス事業の展開支援事業としてコンサルタントに６１万円ですね。すいません。令和６年度は２７２万円の予算が計上されておりますが、委託内容と成果について。

４点目、統合に向けた今後のスケジュールについて。

５点目、統合に向けた課題について。

以上についてお尋ねをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、２番、大江議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町内の３社会福祉法人の統合に向けた取組の現状と課題についてでございます。

まず、本町では、人口減少に伴い、要支援・要介護認定者数が年々減少してきており、介護サービス利用者の減少により介護事業所の経営環境が厳しさを増してきている現状があります。加えて、介護従事者の不足と高齢化も進んでおり、今後の既存サービスの維持をどのように図っていくかが喫緊の課題となっております。

このため、将来を見据えた本町における介護サービスの在り方を考える中で吉賀町のように社会福祉協議会を軸に介護事業を担う３つの社会福祉法人、津和野町社会福祉協議会、つわの福祉会及びにちはら福祉会が統合することにより町の関与を強め、スケールメリットを活かした法人全体の安定的な運営を図り、介護従事者の確保・育成、適正な人員配置による職員の質的向上を進めていきたいと考えております。

また、特別養護老人ホームについては、それぞれ施設の老朽化もあり、建物の更新を考えなければならない時期が近づいています。３法人の統合によって将来的に１つの施設に集約し、居宅介護支援事業、訪問・通所系サービス及び施設系サービスの一体的な運用により介護におけるワンストップ窓口の創出、地域のニーズに合わせた効率的な経営を可能にしたいと考えております。

２つ目の御質問でありますが、３法人の統合に向け、まずは令和５年２月策定の津和野町介護サービスの追加調査報告書の内容について説明を行い、町としての方向性を示す中で介護事業サービスの将来像について３法人と町による検討会を開催し、１１月に町長及び各法人の会長、理事長等による津和野町介護事業所統合検討委員会を立ち上げ、町内の社会福祉法人の統合と新たな社会福祉協議会の在り方について協議することといたしました。

検討委員会の所掌事項の推進のため下部組織として各法人の事務方代表による専門部会を設置し、各法人間の合意形成を図ることを目的に現状把握と課題の洗い出し、各法人の収支状況等の現状把握と課題の共有、統合後の新法人における経営ビジョン等の検討、統合に向けた方向性について事務レベルでの意見交換をこれまでに８回行

ってきたところでございます。

３つ目の御質問でありますが、介護サービス事業の展開支援に係る業務委託については、現在、社会保険労務士及び弁護士にコンサルティング業務を委託しており、令和５年度では業務委託費として決算額が６１万円、令和６年度の当初予算額は２７２万円を計上しております。

社会保険労務士への委託業務内容については、３法人の経営分析等を行っていただき、将来を見据えた中で今後の津和野町での介護事業の展開について最も効果的かつ効率的なサービス提供を図る上で最善の方法等に関するアドバイスをいただき、本年１０月に令和６年度津和野町介護事業サービスの統合報告書をご提出いただいたところです。

報告書では、「町人口の減少に伴う介護サービス利用者の減少により各法人の経営状況、収支状況へのリスクはますます高くなっていくことが予想され、統合による規模拡大がリスクの減少要因となることや支出の大部分を占める人件費の管理について、統合に合わせ、人員配置も含めた職員の労働条件の検討を行うことが重要である」とされております。

協議の進展にもよりますが、今後は統合に向けての準備や統合後の事業計画の作成、職員の転籍・再雇用に伴う規定や給与体系、出向の規定などの具体的な作業等、次の段階におけるアドバイスをいただくことを考えております。また、弁護士への委託業務内容については、法人の統合に必要な法的手続やスケジューリングについてアドバイスをいただいており、これまでに開催しました部会や委員会においてその資料を基に説明を行っております。

今後、本格的に統合を進めることとなった場合においては、統合手続の中でどのような法的問題が考えられるか、内容が妥当なものであるか、各法人の資産の引継方法など事前にリーガルチェックをお願いすることとしております。

４つ目の御質問でありますが、専門部会において各法人の現状等を踏まえた今後の介護サービスの在り方等の検討、町が想定する統合スケジュール案の提示等を行い、町の判断として統合に向けた一定の方向性が見えたものと理解しております。その検討結果をもとに、１２月末に検討委員会を開催する予定としております。ここでの協

議結果により今後の統合協議の形や方向性が具体化するものと思われることから、その結果により弁護士等のアドバイスを受け、改めて統合スケジュール等を検討してまいります。

最後の御質問でありますが、これまでの協議の中で、各法人とも、今後の人口推計等を考えた場合、将来的な統合の必要性という点では一致しているものの具体的な統合時期に対する考え方や将来の介護サービスの在り方に関する意識や考え方には温度差があると感じております。

各法人の経営・運営状況にも違いがあることから、それぞれの考え方を尊重する中でサービス利用者の目線に立った介護サービスをどのような形で維持・発展させていくかという点で足並みをそろえることができるのかが課題と考えます。また、３法人以外の民間介護事業所においても人員不足や後継者問題等を抱えており、今後、仮に事業の休廃止によりいわゆる介護難民が発生しないよう利用者の受け皿となるべき事業所となる組織づくりを図っていくことも必要であると考えております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　今回の統合の前提として人口の減少という社会環境の変化があると思います。ですので、その規模に合わせたサービスの展開をしていかないといけないということであると思うんですけれども、私もそうなんですけど、世間では、人口減少も当然言うんですけど、少子高齢化ということもすごく言うので、町民の皆さんもそうじゃないかなと思うんですけど、なんとなくまだまだ高齢者がどんどん増えるようなイメージが一般的にあるような気がしていまして、私もなんとなくそんなイメージもあったりしたので、人口の推計、私も見てみたんですけれども、そうすると津和野町の出ていた数字は高齢化率というのが現在５０．５％で１６年後の令和２２年（２０４０年）は５１．５％に達するというふうに出ていました。

確かに、これは高齢化率は上がっているんですけれども、人口で見ると現在の６５歳以上が３，３３５人で２０４０年が２，１７８人になるというふうに推計が出ていました。そのうち、要介護認定者の数は、令和６年、現在が８２２人に対して令和２２年（２０４０年）には６４９人になるというふうに推計が出ていて、それを見て私も確実に減少していくんだなというふうに理解をしたんですけれども、そういった

社会の変化を踏まえてこの統合によって津和野町ではどの程度の規模の介護サービスにしていくということが適当であるのかということ、それと併せて、今、私もちょっと調べたことを伝えはしましたが、人口推計についてどういった分析をされているか、何か補足がありましたら教えていただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　今後の津和野町の高齢者と要介護認定の人口推計というところだと思います。

津和野町の高齢化なんですけども、まず総人口の減少率に比べて、高齢者、６５歳以上の方ですけども、そちらの減少率が多少は低いといったところから上昇が起こっているといった現状が起こっております。

先ほど議員の御質問からございましたとおり２０４０年には５１％を超えて５１．５％になるといった数字も出ております。

そのような中、令和５年度の末の要介護・要支援認定者数でございますけども、先ほど議員さんのほうからは８２２人というところが令和６年度で出ているけどもといったところがございましたけども、これはあくまでも推計でございまして実数からいきますと７９６人という形になっておりまして推計よりもだいぶ低い数字が出ております。

被保険者の２３．５％といったところになっておりますけども、実際のところ、令和元年度から比較しますと約５年間で９２人の減少となっております。そうしたところから推計をすると令和２２年度の２０４０年には更に１５０人近くの認定者が減ってくるといったところになってくると思います。

そうしたところから、当然、認定者が減ってくるといったところからサービス量というところが減少してくるといったところになってくると思います。このような状況を見据えながら介護サービスの規模といったところを見極めていかないといけないといったところではございます。

そうした中で現在の津和野町の状況を見てみますと、サービスにつきましては施設サービスとか居宅サービスとか地域密着型のサービスといったこういったものがございますけども、その中でも、特に居宅系のサービス、例えばホームヘルプとかそうい

ったところの減少率が大きいといったところがございますので適正なサービス量を見込みながら必要なサービス量が維持また提供できるように努めていかなければならないと考えております。

その考えを基に、現在のところ、津和野町におきましては３つの介護福祉事業を運営しております社会福祉法人を統合させていくといったところでその統合後のメリットを生かして津和野町における介護サービスの利点ということを生かしていきたいなと思っております。

国におきましても、令和６年６月のところで国の方針としまして共同化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージというものを提出しております。中を見ますと、介護施設や事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには共同化、大規模化等による経営改善の取組が必要といったところを示しております。

そうした中で国におきましても共同化、大規模化等に向けた検討段階における支援また共同化、大規模化の実施段階における財政的支援、そういったものを考えているといったところも出ておりますので、そういったところを活用しながら町としましても統合といったところを進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　最後、課長から国の方針のお話もあったと思うんですけれども、国としても、今後、津和野町のような課題を抱える自治体が各所で増えてくるであろうということを見越して、今までは民間でもいろいろ小規模でもされていたところがたくさんあると思うんですけれども、そういったものを大規模化しやすくするための道筋をつくっていくという動きが国のほうでもあると。そういう理解でよろしいんですか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　議員おっしゃるとおり、国におきましてもこういった中山間地の介護サービスを運営している事業所というのは大変経営に苦慮されていると思います。そうしたところを大規模化することによって経営の安定化を狙うとい

ったところがあると思いますので、おっしゃるとおりそのとおりだと思います。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　社会の変化というところで、人口の減少とこれは関連していることでもあるんですけれど、介護従事者の方の確保というのも難しい現状があると思いますし、各施設とも何とか人員は足りていても従事してくださっている方がなかなか高齢化をしてきて大変だということも聞いていますし、そういったものを補うために、にちはら福祉会さん、つわの福祉会さん、それぞれ、ミャンマーから外国人技能実習生の方もいらっしゃっていて、その方々は、本当、皆さん、大変頑張っておられるというふうに話も聞いているんですけれども、回答の中でもありました、現在、抱えておられる介護人材の確保・育成、適正な人材配置というところでもう少し把握しておられる具体的な課題というものがあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　介護人材の確保とか適正な人員配置における具体的な課題といったところでございますけども、一般的には先ほど議員おっしゃったとおり、従事者不足といったところとか高齢化といったものが一番大きな問題であると考えています。これについては、津和野町の介護事業所も同様の問題を抱えているといったところがあると思います。

　では、こういった問題をどう解決していくかといったところが今回の統合に係る１つのメリットだと思っております。

　例えば、１法人では対応が難しい人材確保の促進、また、新たな技能や経験を持った職員を確保することが大規模化することによって容易にできるのではないかと。容易というのは難しいかもしれませんけれども、ある程度そういったことに進むことができるのではないかといったところも考えておりますし、職員間の人事交流が促進されれば、職員のスキルアップ、そういったところもどんどん向上していくのではないかと考えております。更には規模が大きくなることによって教育・研修とかそういったものへの投資といったところが改めて行われるといったところで教育の機会といったところもどんどん増えていくのではないかと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　今回は３つの社会福祉法人の統合ということで話を進めておられると思うんですけれども、介護の分野でいいますと医療法人橘井堂のほうで運営をされている介護老人保健施設せせらぎも介護の分野の施設であると思うんです。今回の統合には入っていないことは理解しているんですけれども、それはあえて入れておられないのか、橘井堂の側にあるほうがメリットが大きいのか、そのあたりはどのように考えておられますか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　現在、医療法人橘井堂が運営しておりますせせらぎでございますが、せせらぎは医療法人が現在経営をしているといった形になっております。社会福祉法のほうに規定されている合併につきましてはあくまでも社会福祉法人間のみでの合併ができるといったところになっておりまして、せせらぎは先ほど申しましたとおり、医療法人が経営しておりますので合併もしくは統合といった形を取ることができないといったところになっております。そのため、せせらぎにつきましては、あくまでも同じ介護事業を運営しておりますので、社会福祉連携推進法人制度といったものが現在できておりますので、そういった制度を活用しながらできるところの連携を今後取っていくという方向で進めていければと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　法人格が違うので連携が今の形では難しいけれども別の形で連携を取っていくということだと理解しました。

　回答の中で統合することによって「町の関与を強める」というふうに御回答がありました。現状では、社会福祉協議会には地域福祉事業に対して町は運営補助金を出していると思いますが、そのほかの２法人に特にそういった運営補助金的なものは出していないという認識でいます。「関与を強める」というのは具体的にどういった形か、教えていただけますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　「統合により町の関与を強める」といったところでございますけども、先ほど議員おっしゃいましたとおり、社会福祉協議会につきましては社会福祉協議会補助金交付要綱といったところで地域福祉の推進に関する事業及

び地域福祉の啓発に関する事業に対しまして３分の２を乗じた額といったものを補助しております。残りの２つの法人につきましては、町のほうから補助金を交付しているといったものはございません。

現在、津和野町が３社法人を統合するといったところにつきましては、モデルとしまして吉賀町の社会福祉協議会の組織形態を目指しております。社会福祉協議会を核にすることによりまして、先ほど町から補助金が出ているとかいったことがございますけども、そうしたことによって町との連携が更に強められるといったところで新たに残りの２つの法人についても町からの連携が強められる。そういったことから、今回、「関与を強める」といった言葉でまとめさせていただいたところです。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　回答の中で特別養護老人ホームの施設の老朽化についても回答がありました。

現状の２つの施設の耐用年数というのは実際どのくらいになってきているのかということ。随時、それぞれ修繕なんかも行っておられるのかなと思うんですけれども、更新というものを考えたとき、実際には何年ぐらいのリミットというのがあるのかというのを教えていただきたいです。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　特別養護老人ホームを運営しております２つの法人の建物のリミットというところでございますけども、つわの福祉会が運営しておりますシルバーリーフにつきましては平成９年４月に運営を開始しております。また、にちはら福祉会が運営しております星の里は平成３年４月から運営を開始しているといったところで、現在までのところ、約２７年と３３年が経過をしております。こういった建物の耐用年数につきましては３９年と定められておりますので概ね１０年たてば両方の建物が耐用年数を超えてしまうといったところになっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　では、１０年以内には何かしらの新しい建物をどこかの場所に具体的に考えなければいけないということでよろしいですか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　その件につきましては、今回の統合に合わせて進めていくべき問題であると考えております。特に先ほど申しましたとおり、あと１０年以内といったところのリミットがありますので、その前の間のところで考えていかないといけないところではございますけれども、最終的な決断につきましては新たな法人ができ上がった後にその法人においていろんな計画を立てて決めることであると考えておりますけども、まずは、どちらかの施設を修繕して使っていくのか、もしくは、ある程度１か所にまとめて造っていくのかといったところになると思います。

今、５０床・５０床という施設規模を持っております。ただ、今後、津和野町に必要な規模数というのは１００床ではないと我々は考えております。それよりも少ない数字で十分賄えるのではないかなと考えておりますので、それに見合った施設を造っていく、併せて、そちらのほうに社会福祉協議会のほうも１つのところに入っていき、今回の町長答弁にございますとおり、３つの法人の統合によって将来的に１つの施設に集約し、様々なサービスを一体的に運用することによって介護におけるワンストップ窓口といったものを創設するといったところを目指しております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　今、ちょっと新しい施設の話も出たんですけれども、最近、いろいろ見ていますと、島根県内でもこういった介護の施設の中でＩＣＴを取り入れたり、介護のロボットなんかを導入して人材不足を補うとか介護の従事者の方の負担を軽減するとか、そういった動きなんかも目にすることがありますので、当然、新しい施設ができるとなるとそういった働く方にとってもサービスを受ける方にとってもよりいい形ができるといいなというふうに思うんですけれども、今、既にお話しいただいた部分、あるかと思うんですけれども、新たな施設についてのそういった未来への構想みたいなものはございますか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　あくまでもこの件につきましては専門部会の中で話していることでありますので実現するかどうかといったところではございますけども、どうしても限られた人数の中で介護事業を運営していかなければなりません。そのた

めに先ほど議員がおっしゃいましたとおり、ＩＴの活用、また、介護ロボット等を活用した運営といったところも考えております。更にはできるものについてはアウトソーシングといったところも含めながら介護の運営をしていくといったところを将来的なものとして見込んでおります。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　２項目めの質問のところで、今年度、専門部会検討委員会を立ち上げて話合いを重ねておられるということで回答を頂いたんですけれども、確認といいますか、３法人統合に向けた議論の中で町として話合いに臨むスタンスというのはどういうところなのかというのをお伺いしたくて、当然、統合したほうがいいというふうに考えて話合いをされているわけなんですけれども、町としてリーダーシップを発揮して「統合に向けて、皆さん、話し合ってください」というような持っていき方をされているのか、というよりかは、もう少しあくまでもさっきの人口だったり、いろんな状況というものを提示して「では、皆さん、この状況に対してどうされるのがいいと思われますか」というか、ちょっと引いた形でスタンスを取られているのか、そのあたりはどういう形で取り組まれておられますか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　町のスタンスといったところだと思います。町のスタンスとしましてはあくまでも３つの法人を統合させていくといったところが大前提になっております。

その話の進め方としまして、先ほど議員がおっしゃいましたその両方が合致しております。１つには、町があくまでも主導権を握って、こちらから資料を提示して「これでいきたいと思います」といった形のものを提示させていただくのが１つでございますし、もう１つには、どうしても、我々、町のほうの方針と各法人の方針の中で、今後、自らの法人を立ち上げるといった中でビジョンとかそういったものについてはどうしてもこちらから提示するのではなく、あくまでも今後できてくる法人で従事する方の御意見というのをお聞かせ願いたいといったところがございますので、こちらから案とか大きな項目については提示をさせていただきますけども、そうしたところについて各法人で御議論をいただく中でその議論を持ち寄っていただいて改めて町の

意見を付加したものを各法人にお返しして御議論いただくといったところで、ものによって区分けているといったところがございます。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　分かりました。

続いて、コンサルタントの方の業務についてなんですけれども、回答を聞いていますと、本来ならば、もう少し話合いが進んでいって具体的な調整業務といいますか、そういったところをコンサルタントの方が担われることが予定されていて予算計上されていたけれども、あまりというか、思ったほど進捗していないのであまりコンサルタントの方の出番が現状ないのかなと。そんな印象も受けたんですけれども、そういった形でよろしいですか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　現在、お２人の方にコンサルタントを委託しております。おひとりが社会保険労務士の方、もう１人が弁護士となっております。

令和５年度につきましては、決算額として６１万円を計上させていただいておりますけども、これにつきましては、個々に申しますと社会保険労務士のほうが２８万円、弁護士のほうが３３万円で合計で６１万円となっております。

弁護士の方につきましては１月から契約が結んでおりますので３か月分という形になっております。社会保険労務士の方については予算計上時には約１０か月分のほうを計上させていただいておりましたけども、社会保険労務士さんに御活躍というか、こちらのほうから御相談をさせていただくといったところが今回の統合の進捗状況から少なかったといったところで社会保険労務士さんとの協議の中で２か月分の委託料で済んだといったところになっております。

ただ、令和６年度につきましては、一応、年度当初の段階で、ほぼ１年間関わっていただくといったところで社会保険労務士さんにつきましては１４０万円、また、弁護士さんにつきましては１３２万円の予算を計上させていただいているといったところがございますけども、令和６年度につきましても令和５年度と同じような状況が今起こっておりますので、社会保険労務士さんにつきましてはこちらのほうといろいろと相談をさせていただきながら金額については最終的に決定させていただくといった

ところになると思います。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　そのコンサルタントの方で実際に業務をされている部分もあるという中で、報告書のお話が回答の中であったと思うんですけれども、回答の中でコンサルタントの方が示されたものとして「人員配置も含めた職員の労働条件の検討を行うことが重要」という回答があったかと思うんです。これは各現場で働かれる皆さんが恐らく統合するとなったら一番気にされることであろうかなと思いますし、一番配慮が必要なことでもあろうかなと思うのですが、現状、この点についてはどのような形で検討が進んでおられますでしょうか。可能な範囲でお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　コンサルのほうから回答がありました「人員配置も含めた職員の労働条件の検討を行うことが重要である」といったところでございますけども、この部分につきましては介護事業所の中の費用と支出の部分で申しますと約６割から７割が人件費となっております。

今回、統合するといったところになりますと、当然、各施設従業員の方に支払われております人件費はそれぞればらばらであります。そうしたところで有利な点だけを全て含めて統一すれば、当然、人件費部分についても膨らんでくるといったところになってくると思います。そうした中で、また経営がそれに伴って悪化をしていくといったところになるかもしれませんので、そうした人件費部分ということについての検討も必要があるといったところになっております。

また、統一することによって合理化できる部分、人員配置等も含めていくことになると思いますけども、そうしたところにつきましても考慮していかなければならないといったところで、今後、この問題については協議をしていく必要があるといったところであります。

ただ、現在のところ、そこまでの段階まで行っておりません、実際、津和野町の統合の問題につきましては。今後、改めて３法人が統合しますよといったところの了承が得られたら改めてこちらの問題については入っていくといったところになってくると思います。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　統合に向けた課題は何かというところで各法人の考え方には温度差があるという回答がありました。私自身も今回質問をするに当たって、各法人、３つの法人のこの話合いに参加されておられる方々にお話を伺ってみました。私もその話を皆さんから伺った中で、皆さん、将来的には統合が必要ということはどの法人もお持ちであるなということは確認できましたが、回答にもあったとおり、私自身もお話を伺う中で温度差を感じて帰ってきました。

少しその温度差を具体的に申し上げると、にちはら福祉会さんとつわの福祉会さんの２法人さんは現時点でもある程度納得されているという印象もありましたし、ここまでの中で新たな施設の話もありましたけれども、そういった施設についてもできるだけ早く検討したいという、そんな意向があるなというふうに思いました。

一方で、社会福祉協議会さんとお話をさせてもらったときには、まだちょっとこの統合において不安というか、疑問というか、持っておられるかなというふうに感じています。その不安、疑問、私もすごく細部にわたって聞けたというわけではないのですごいぼんやりしたところではあるんですけれども、お言葉としては、「統合の将来ビジョンというものがまだまだ曖昧なんじゃないか」と。そういったような感じもありましたし、特に社会福祉協議会さんがやっておられる地域福祉事業が統合によってどうなっていくのかなという御心配があるように感じたんですけれども、こういった不安、疑問を持っておられるという現状について町としてはどのようにお考えというか、対処というか、されていかれるでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　そういった問題があるといったところにつきましては、専門部会の中で社会福祉協議会から出ている委員の方からそういった御意見が出ておりますので、こちらとしましても十分承知はしているところでございます。

社会福祉協議会さんの言われていることにつきましては全ての項目において町が主導を取ってほしいといったところも言われています。

ただ、先ほどお答えさせていただきましたとおり、町が主導を取る部分と皆さんで話し合って決める部分、そういったものがあると思います。この部分につきましては

時間を割いて十分説明させていただいたつもりではあるんですけども、社会福祉協議会さんに十分御理解していただけなかったといったところでそういったところが出てきているのかなといったところではございますが、改めてこちらの町としての方針を示す中で十分な御理解を頂けるよう努力をしてまいりたいと思っております。

もう一点、地域福祉事業というところでございますけれども、これにつきましても同様の意見が出ております。

現在、社会福祉協議会につきましては、地域福祉事業と介護事業を実施しておりますけども、当然、地域福祉事業につきまして、赤字というか、資金が足りないといったところを介護福祉事業からの資金を補填することにより運営をしているといった形になっております。

今後、介護福祉事業を含めた統合を行うと介護福祉事業からの補填はどうなるんだろうかといったところで心配しているといったところではあるわけなんですけども、協議を進める中で地域福祉事業をやめるとかどうしていくとかといったところは全く話しておりませんし、介護福祉のほうから補填をするとかしないとかそういったところもまだ話しておりません。改めて町のほうからの補助金を増やすとか減らすとかそういったところもまだ話しておりません。

そういったところまでの段階には至っておりませんので、あくまでも、今回、心配であるといったところと問題であるといったところは御意見としては聞いておりますけども、そこまでの議論にはまだ至っていないといったところが現実のところだと思っております。

あくまでも今我々が考えているところは町の将来的なものを考えて三者の法人が統合して一体となって取り組んでいくのが最善の方策ではないかといったところを御理解いただくといったところが第一になっております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　冒頭の回答にもあったとおり、今、目指しているのは三者統合で、かつ社会福祉協議会さんを軸とした統合という形を目指しているということなので、今の統合プランでは社会福祉協議会さんの納得だったり前向きな気持ちというものが欠かせないというふうに思っているんですけれども、ただ、現状では温

度差があるというところも正直ありますし、その一方で、２法人は既に前向きという、そういう現状もあるということで、方法論としてはまず２つの法人の統合を進めて、今後、また社会福祉法人さんとのことは考えるという方法もあろうかとは思うんですけれども、そういったところについては現時点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　町の方針としましてはあくまでも三者の統合といったところが大前提にはございますけども、先ほど議員おっしゃいましたとおり専門部会また委員会での温度差といったものを痛感しております。そうした中で様々な方策について現在検討していまして、例えば、法人間連携で行うとかまた事業譲渡で行うとかといった方法も考えられるとは思っております。また、議員、ありましたとおり二者での統合といったところも一つの方法としては考えられるというところでそういったところを平行して現在検討しているといったところになっております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　最後に町長にもぜひお伺いをしたいんですけれども、今、三者の統合という、一応、理想の形に向けて町としては対話を重ねていくという必要があると思うんですけれども、この件については、本当、町長の力も非常に重要になってくると思うんですけれども、今後はどのようにこの件については対応していかれたいというふうにお考えでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　これまでの経過でありますとか、今後のことについては先ほど医療対策課長が話したことが全てでありますので、私自身、それにつけ加えてお話しするというようなことはあまりないかなというふうに思っております。

　この三者での統合というのを目指すということをずっとやってまいりました。それは町の方針としてもそれを示してきたわけでありますけれども、やはりそれぞれの社会福祉法人に、歴史、また考え方、そういうものもあるわけでありますから強引な進め方はできないということでしっかり話合いをしながらこの統合に向けた取組をしていこうということで、約２年、経過をしてきたという状況でございます。

　ただ、一方で、やはり各法人ともに介護を取り巻く環境が非常に厳しくなってきて

おりますので経営面からもその厳しさがこの２年の間にもより一層増してきているというところでありますから、そういうスケジュール感も考えますと一定程度の結論は出していかなきゃならない。今はその時期に来ているというところの認識でございます。

ですので、今日の段階で三者が駄目だった場合はこうするんだというところの意見を示すということは、少し私自身は差し控えたいという思いもあるわけであります。最終手段としてはそこがあるかとは思いますが、やはり３つの法人が統合に向けていくということ。その統合は何のためにするのかということは大きな理念というものがあって、理念というか、最低のそこの考え方の土台というのは社会環境の変化、そして、その中で町として福祉というものを持続可能な形で進めていく、サービスを提供していくというときに統合は避けて通れないということでありまして、そのことを各法人にもいま一度理解をしていただく努力をしていく必要があると。

それぞれ各法人にメリット・デメリットはあるというふうに私も当然分かるわけでありますが、やはりデメリットばかりを見てしまうと統合は実現できないという思いであります。ですから、将来にわたって津和野町の福祉を維持し、そして、また継続・発展させていく、サービスを持続可能に提供していくということにおいてはデメリットのところは少々あってもやはり苦労をしょっていくという、それのステップが統合なんだということを各法人に持っていただけるということをしっかりとお願いしていきたいというところでありまして、あくまでも将来を考えた上では三者の統合が一番ふさわしいということ。

そこに向けて少しでもデメリットをどう解決していくのか、メリットをどう伸ばしていくのかというところの話合いを更に深めて、そして、先ほど申し上げたように現状の介護・福祉の状況を見たときにいよいよ早急な結論を出していかなきゃならない時期に来ているかと思っておりますので、そういう観点でのタイムリミットは来つつあるというところでありますから、今月に予定しております検討委員会のところにまた大きな一つの山場があるのではないかというふうに私自身は感じているところでありますし、ある意味では、そこには私も町長として出てまいりますのでそういう今の背景やスケジュール感というのをしっかり肝に銘じた中で次の検討委員会には臨みた

いと。そういう思いで今いるところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　介護のサービスというのは私達の暮らしの中では必要不可欠なものだと思います。ただ、本当、町長のお話にもありましたが、社会の環境の変化でなかなか必要不可欠なものも維持が難しくなっているという現状があります。

ただ、その現状の中でも津和野町の今の統合の話に挙がっている３法人の皆さんというのはすごく尽力をしてくださっているということもあります。ですので、統合に向けてというのは本当にいろいろ御苦労も困難もあるだろうというふうに今日もお話を伺っていて思いましたけれども、年を重ねても最後まで津和野町で自分らしく暮らしていただける、そういった町の実現に向けて、いろいろ、本当、御苦労はおありかと思うんですけれども、今後も丁寧な議論が行われることを願っております。

ということで、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、２番、大江梨議員の質問を終わります。

……

○議長（草田　吉丸君）　ここで１１時２０分まで休憩とします。

午前11時07分休憩

……

午前11時20分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序７、５番、横山元志議員。

○議員（５番　横山　元志君）　議席番号５番、横山元志です。通告に従いまして質問させていただきます。

今回、私が質問させていただく事項は大きく２項ありまして、まず最初に物価高騰対策重点支援給付金支給事業補助金についてお聞きします。

物価高騰対策重点給付金支援事業にて町民１人当たり５，０００円分の配付がありましたが、いわゆるつわみん生活応援券でありますが、これ、町民にとっては大変うれしい事業だと思われます。９月中に簡易書留にて個人宅に配送され、「使用開始は１０月から」と封筒に記載がございました。しかし、９月中とはいえ中旬には既に配

付されており、このことを巡って町田商店会内で混乱があり、なぜ使用開始期限よりはるかに早い送付になったのかをお伺いします。

次に、時々にある支援事業ではありますが、今回は券の配付となりました。券の配付となると、印刷費、封入作業、そして、郵便局への送付の依頼、給付金以外にも多額の費用が発生してしまうと思われます。電子マネー等であればかなり費用が抑えられると考えますが、普及・促進の計画はございますでしょうか。お伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、５番、横山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

物価高騰対策重点支援給付金支給事業補助金についてであります。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、消費を下支えする取組として、津和野町は国の重点支援地方交付金を活用し物価高騰対応重点支援地方創生事業として令和６年７月３１日時点において津和野町に住所を有する方、対象人数としては６，４５３人に対し令和６年１０月１日から１２月３１日までの利用期間でつわみん生活応援券（こだま商品券）を配付いたしました。

配送件数は６，４４６件、つわみん生活応援券は金券ですので簡易書留にて配付させていただき、配送先が不在の場合は、持ち帰り、再配達をさせていただきました。

早い時期からつわみん生活応援券はいつ届くのかといったお問合せも頂いておりましたので１０月１日からの使用に間に合うように対象者の方々につわみん生活応援券をお届けできるよう、配送機関の方々とも協議を重ね、配送の準備をし、依頼したところであります。結果として９月中に送付をすることはできましたが、地域により配達日に２週間程度の差が生じたことになりました。

つわみん生活応援券の利用等につきましては、町広報、つわみん生活応援券発送時の案内文書への掲載のほか、ＣＡＴＶ（テロップ放送）等を活用し御案内をしておりましたが、利用期間の周知等が十分にできていなかったことにつきましては、今後、同様の事業を実施する際の周知方法について検討したいと考えております。

議員御指摘の町田商店会内で起きた混乱につきましては、担当課としては、津和野町商工会より連絡があり、状況の把握をし対応しましたが、その後、混乱はなかった

と伺っております。

次に電子マネーによる配付についてですが、一般的な電子マネーは多くの方々が利用されており、利便性もいいものであると思っております。一方で、今回の物価高騰対応重点支援地方創生に係る生活支援給付金支給事業において電子マネーを配付するとした場合、物価高騰の影響を受けた生活者に対する消費の下支えと地域での消費の底上げを図ることを目的とした事業となっておりますので利用できる地域を限定した津和野町独自の電子マネーを検討することが必要になると考えられます。

また、津和野町独自の電子マネーが利用できる状況が整ったとしても恐らく従来どおり紙の金券等でないと利用ができない方も高齢者を中心に多くおられると思います。そうした場合には、換金業務等、委託先における事務が煩雑になることが考えられます。

併せて町内の各種事業所において電子マネーを利用することができない店舗が出てきた場合には公平性がなくなることも予測されます。このような理由から、津和野町においては、今回のような生活者に対する消費の下支え、地域での消費の底上げを図ること等を目的とする事業の実施については電子マネーの配付については難しいものと考えております。

なお、電子マネーでの給付実績につきましては出産祝い金、入学祝い金においてＪ―ＣＯＩＮのポイント付与といった形で給付しております。キャッシュレス化が進む昨今ではありますが、町民の方々の意向を踏まえ、今後の普及促進計画について慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　これは１０月１日から使える金券ですので理想としては１０月１日に届くのが理想であるだろうと考えられます。時に１０月１日といえば郵便料金の改定がございましたが、それの影響の考慮はありましたでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（中田　紀子君）　郵便料金の部分ということかと思いますけれども、予算的なところ、まだ精算のほうはしておりませんけれども、実績からしまして配達の件数が１，０００件を超えたというところがありますので割引の料金で受けていた

だくことができました。精算をまだしておりませんので確実な数字はお答えできませんけれども、定形では３５０円というところを若干安くお届けいただいたということになっております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　３５０円というのは１件当たり３５０円。これは旧料金でよろしかったでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（中田　紀子君）　１０月１日以降も簡易書留は３５０円というふうになっております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　ということになりますと、１０月１日をまたいで配送したとしても料金は変わらなかったであろうということだとしたら、きっと消費者の方としては届けば使えるものだと思われる。だから起こった混乱でありまして、どういう混乱かといいますと、母体の大きい企業なので名前を出してもいいのかと思いますが、キヌヤ津和野店とコーナン津和野店、これ、町田商店会の中に両店ある店舗になるんですが、私、町田商店会の会長でもあります。その中でキヌヤ店のほうで届いてから持ってこられるお客さんがおられたと。あまりにも多かったので、キヌヤ店は、期日前、１０月１日以前に使えるようにした。コーナン店は「これは１０月１日からでしか使えないものです」ということで当初お断りしたんですが、お客さんの中で「キヌヤでは使えるのになぜコーナンで使えないんだ」という意見があり、コーナンもしようがなく期日前より使えるようにしたということでありますし、実際、私のお店でもオイル交換等で来られたお客さんでこの券を期日前に使用される……。期日をきっと分かっておられなかったんだと思う。届いたから使えるものだと思って使いに来たんだと思うし、うちの飲食店でも、実際、期日前に使われたお客さんもおります。やっぱり届いたら使えるものだと思われる。

　じゃあ、例えば母体の大きいキヌヤやコーナンであったら換金できるまで待てばいいのですが、これがちっちゃい個人経営の商店だったらもし仮にその券を期日より先に使えるようにしたとすると、換金まで待てばいいけど、仕入れたものが売れたけど、

お金が入っていない。今度は仕入金を払わなければいけない。これ、結構、大変なことになるので、やっぱりお断りせざるを得ない。お断りしたらしたで「じゃあ、キヌヤに行こう」という気になってしまう。せっかく地域での消費の底上げというところでありますが、その底上げが一瞬の消費になってしまって地域の血にならない。ちっちゃい個人商店等で使えないとすれば地域の血にならない。これ、早く使えるので、もし、１０月１日以降、期日ちょうどぐらいに届いたのであれば公平に皆さん使えたはずです。ただ、その問題があるからこそ使える場所が限られてしまった。当然、私もしようがなく受け取ったことはあります。

　このことによって起こった混乱になるんですが、何が言いたいかといいますとなぜこれを期日より２週間も早く届くように配付してしまったかということが、今、御答弁はありましたけど、それはそれですけど、これは今後気をつけてくださいとしか言いようがございませんが、今後、こういうことがないようにしていただきたい。できたら１０月１日ちょうどに着くように考えていただきたいところではありますが、なかなかそれは難しいとは思いますので、もしあれでしたら１０月１日以降に届いたってきっといいものだと思う。逃げていくお金ではないから。私はそう思われますが、ちょっと見解をお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（中田　紀子君）　利用開始期間に合わせた配送というところで今後というところですけれども、このたびは町長の答弁にもありましたように早い時期から「いつ届くのか」というようなお声も頂いていたというところからも１０月１日の利用開始に間に合うように皆さんにお届けできるように配送機関の方と協議を重ねた上で、２週間程度、期間を要するというお答えを頂いておりましたので、配送の依頼を２週間前にお願いしたときに地域によって２週間の差が生じました。１０月までに届いて御利用になられた方、換金がなかなかできないという御不便をおかけすることもあるかと思います。今後、こういう事業を行う際には、そういった御意見も踏まえ、関係機関の方と配送時期等を検討していきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　今後、気をつけていただければと思います。次の質問

に移らせていただきたいと思います。

空き家バンク及び空き家に関する各種補助金・助成金についての質問をさせていただきたいと思います。

私の知人を介してですが、「山口市から転入を考え、本町に空き家バンクから特定の物件に入居しようとしたところ、所得証明の提出を求められた」とお話しする方がおられました。事実かどうかお伺いします。あと、「後田地区にある空き家を空き家バンクに登録したいと相談したところ、難色を示され、諦めた」と話す方がおられましたが、事実をお伺いします。

それから、もう一点、森村地区で民間賃貸住宅建設（改修）支援事業補助金を活用し改修された物件でありますが、私の知る限りでも２世帯が「入居の希望を改修工事中にも相談していた」とお伺いしております。ところが、「工事が終了しても一向に空き家バンクのサイトに上がることなくほかの人が入居された」とお聞きしました。現状と経緯についてお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、空き家バンク及び空き家に関する各種補助金・助成金についてお答えさせていただきます。

空き家情報バンク物件へ入居を希望した際の所得証明の提出についてでありますが、物件見学後、入居を希望される場合、賃貸物件においては入居申込者御本人及び連帯保証人１名の所得証明書の提出をお願いしております。これは民間の賃貸物件における賃貸借契約時と同様に家賃の支払い能力を確認する資料の一つとして求めるものであり、空き家所有者が入居の可否を判断する際に必要な書類であると考えております。

次に空き家情報バンクへ物件の登録を相談された方への対応についてでありますが、空き家情報バンクの相談を受け付ける担当者においては後田地区に限らず登録をお断りしたという事実は確認できておりません。

空き家情報バンクへの物件登録の申込みがあった場合、必ず専門家である住宅相談員が立会いのもと、物件を確認し、登録へ向けて手続を進めております。

雨漏り等、傷みが大きく入居に際して大規模な修繕が必要であると判断された物件においては入居希望者とのマッチングが容易ではない旨をお伝えすることはあります

が、物件の登録を町からお断りするということはいたしておりません。

民間賃貸住宅建設（改修）支援事業についてでありますが、この事業は空き家の所有者に対し空き家を賃貸住宅として活用するための改修等の費用を補助し、空き家の活用及び定住促進を目的としたものであります。改修後の住宅は、１０年間、賃貸住宅として活用するといった制約はございますが、空き家情報バンクのように町のホームページに掲載し管理するものではなく入居者については空き家所有者の判断により自由に決定することができる仕組みとなっております。

議員御指摘の森村地区の空き家につきましては所有者が入居希望を聞いていたのは現在入居中の１世帯のみであったとお聞きしております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　民間賃貸物件における賃貸借契約時と同様ということは行政機関による不動産の仲介ということでよろしいでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　この場合に所得証明の提出をお願いしているのはイコール行政の仲介業務というふうな認識は今のところございません。なので、町長の答弁にもありました民間賃貸物件における賃貸借契約と同様にというのは、通常、民間同士で行われておる賃貸借契約のことを指しているものでございまして、行政が仲介業務を行っているという形で所得証明をお願いしておるということではございません。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　以前、総務経済常任委員会の所管事務調査で賃貸売買に関する契約は所有者と入居者が直接行うとありますが、これは今でも変わっていないか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　お見込みのとおりでございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　ということになると、行政職員、町職員が所得証明を下さいということは所有者に依頼されてすることなんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　そういう場合もあるかと思いますが、一応、今、我々どもの空き家バンク物件への入居を希望された際に行政としたら役場職員がそこをマッチングするわけですね。借りたい人と貸したい人のマッチングをする際にそうしたルールを作っておるということで、厳密な、そこにルールとか規格があるわけではなかろうかと思っております。

ただ、私も今このことに関するバックグラウンドの特別な要綱があるとかというのは現時点ではちょっと分かりませんが、そのように私は現時点では認識をしております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　例えばですけど、売買に関して銀行に行って売買代金を借りたりするときに所得証明をよこせと銀行に言われるのは「そりゃそうだよ。当たり前だ」と思うところではありますが、行政職員に所得証明を出せと言われればそれはちょっと「はあ」とやっぱりなるとは思うところです。しかもよそから入居される方がこの町に来て一番最初に……。恐らく一番最初の窓口になると思います。そこに来て行政職員に所得証明をよこせと言われたら「何でそんなことを言われんにゃいけんのだ」と当然思うと思います。私がもしよそへ転出してそれを言われたら「何でそれを見せにゃいけんのん。はらわたまで出せと言うんか」と。私はそういう気になると思います。

ある程度の入って来られる方の精査の必要性はあるとは思いますが、それが果たして所得なのか。所得が低くても支払い能力のある方もおられれば所得がものすごく高くても周りの方と問題を起こされる方だって当然おると思います。精査の方法が所得証明なのかといったら私はそうではないと思いますが、ちょっと見解をお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　まさしくそれに関しましては当町に転入なりで来られて、一番最初に求められるのが所得証明だというのはおっしゃるとおりで、それに対していろいろな御意見があるのは我々も十分認識します。

ただ、背景としまして、実際、入居されて家賃を滞納されて大家さんのほうが困る

というケースも正直ございます。そうしたときに我々どものほうに相談があったりすることもあります。なので、そうしたことを未然に防ぎたいという気持ちからこうした提出物のお願いをしているところでございます。当然、我々どもは定住対策担当課でございますので、その辺の言葉ですとかそうした接客も含めて十分注意してまいりたいと思っておりますので今後のやり方については検討もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　これは民民契約ですのでなかなか町が介入するというのも難しいし。ですが、こういう窓口を開けてあっせんしとるのであれば当然そういう相談事やトラブルの対処も必要であってくると思います。ですので、苦慮の結果、きっとものすごい御努力の中でこれを考えられとるのであろうとは思いますが、ちょっとやはりこれはどうかと思いますので改善をよろしくお願いいたします。

次に、今度は逆に空き家バンクに入れたいというお話のところになってくるんですが、「お断りした事実はございません」、「そういう確認はできておりません」ということでありますが、お断りしたのではなく難色を示されたというお話。町職員から断られたのではなく難色を示された。それで難色を示されたから諦めたというお話でした。それこそ、私もそのお話を聞いたとき、例えばいわゆる家がものすごくぼろだったりしたら、それはお断りというか、答弁の中にもございましたが、傷みが激しかったら入居されにくいからというお話が当然あるのは分かりますが、その方のお宅は先日まで誰かが住んでいた家で、だから住めるはずなんだと。そのまま住めるはずだと。確かに古いのは古いかもしれんけど住めるはずなんだという物件でしたが、難色を示された理由についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　「難色を示された」というのがどういった形だったかというのは、正直、私も今どの物件かという話になるとまたいろいろ問題がありますのでそこまでいたしませんが、全然、例えば見た目もこの間まで人が住んでいたのに空き家バンクに登録するのに支障がないというふうに恐らく議員も言ってこられた方も思っているのに難色を示したというのは、私もどういう事情があったか

というのは正直分かりませんが、我々どもとしましたら、当然、空き家の実態調査もいたしましたし、それをいつか総務経済常任委員会でも申し上げましたが、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄとかいうランクづけもしてお声がけさせていただいておるという経過がありますので、そうした外観上、問題がない物件に関して難色を示したというのは、正直、私、その理由というのは思い当たることがございません。なので、もし、またそうした事実があるとすれば我々もしっかりそういうところを確認してしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　これ、例に挙げた一例でして、私の元にはほかにも「空き家バンクに入れたいけど難色を示されたから諦めた」というケースが幾つかございます。これは直近の一番新しい例として紹介させていただいたんですけど、それこそ答弁の中にもございましたが、マッチングが容易にできないから難色を示すではなくて逆にそういう物件を求められる方もおってしかり。例えば、私の新しい友人なんですけど、山奥で暮らしたい、かまどがあってふすまで障子で、そういう場所に住みたいと言われるような方もおれば、津和野に住みたいけどまあまあ新しい物件に住みたいという方も当然おられます。じゃあ、空き家バンクにまあまあ新しい物件があるのかといったらそれほどはない。それほどはないところですが、これ、私の実体験というか、私が議員になる前の話なんですが、前にも委員会のところでもお話しさせていただいたことがございますが、「私の持家を空き家バンクに入れたい」と議員になる前に相談しに行ったことがございます。そのときも、私、まだそのときは住宅ローンをその家で払っておりまして、相談に行ったときに「１万円、２万円じゃとてもじゃないが、貸すことはできん。ただ、４万円ぐらいだったらちいと手出しがあるけど、そのぐらいなら貸すことができるけど」と言って相談しに行ったことがございますが、「横山さんほどのいい家だったら不動産屋さんに言ってください。ここの物件、空き家バンクというものはいわゆる＿＿＿＿を改修して津和野に転入希望の方に貸す制度なので、あなたのような新しい家は入れることはできません」と言われました。これは難色を示されたんでしょうか。それともお断りされたんでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　難色かお断りかというのは非常に難しい判断だと思います。それは、実際、議員の実体験でございますんで、私、何ら否定するもんでもございませんが、恐らく同様のケースはあるのかなというふうに今お話聞いていて私もちょっと思いました。なので、それで難色を示されたとかお断りしたというような認識を持たれる方もいらっしゃるのかなというふうにも今議員のお話聞いて私もちょっと改めて思いましたので。

今の空き家バンクへの登録物件のルールみたいなのが一応あるんです。そういうあたりをいま一度見直したり、それから、本当に登録したい皆様方、大家さんの方々のお気持ちなんかを酌んだ形で……。僕らも、正直、おっしゃるように本当に山奥の一軒家に住みたい人から本当に町なかの新しいところに住みたい、いろいろなニーズがあるというふうに認識しておりますので、空き家バンクのバリエーションを増やしたいのは我々も一緒でございますんで、ぜひそうした形で住民の方々と一緒になって、空き家の有効利活用といいますか、そうした体制を整えてまいりたいという気持ちは一緒と思っておりますので、その辺についてはまた制度の見直しも含めて検討させていただけたらと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　ありがとうございます。基本的なことを言ったら選ぶのは入られる方であって、空き家バンク、町職員側が選ぶものではないというものを大前提に置いて、どんなお家であっても基本的に受け入れるという体制が必要だ。入る入らんは入居される方のことなのでチャンネルはいっぱいあったほうがええ。先ほども言われましたように、山奥に住みたい方、町なかでいいおうちに住みたい方、いろいろ選べる方がきっといいはずなんだ。ですので、基本的に全て受け入れるものとして考えていただければと思います。よろしくお願いします。

次のところで、民間賃貸住宅の支援事業で所有者が入居希望を聞いていたのは現在入居中の１世帯のみであったということでありますが、私が聞いた限り、２件、２世帯ございました。ということになるとこれは空き家情報バンクのようにホームページに掲載がないというのであればどこでどのような周知をするのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　民間賃貸住宅に関しましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、町のホームページに空き家バンクのほうがございますが、あれに載せるというルールがないんであります。なので、どのようにやるかといいますと、あくまでも民間賃貸住宅の大家さん、所有者の方が自らそうした方を探されて契約をするという仕組みになっております。なので、今、議員おっしゃるように２人の方がいらっしゃったということなんですが、実際に所有者様に確認しますと問合せがあったのは１件だけでしたよということでございました。恐らく空き家バンクに登録する物件は空き家バンクの情報に載ってくるじゃないですか。ホームページに載ってくると思うんですが、民間賃貸住宅支援事業でこの改修を行ったのはそこの空き家バンクへの登録という義務がございませんのでそこには載ってこないということになっております。

なので、この二つの事業が違う、そういう、要は広報的なルールがあるということなのでその辺が非常に分かりにくかったんじゃないなというふうに推察しております。なので、この辺は、今、議員がおっしゃるようにいろいろそうした情報の差異があったというふうに考えておりますのでこの辺は我々も今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　つまり所有者の方が空き家バンクに入れるか入れないかは所有者の判断であるということで、この支援事業は別に空き家バンクに入れなさいというものでもないということでよろしいでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　現行ルールではお見込みのとおりでございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　当然、この２件の方というのは「つわの暮らし推進課に「今、改修中のこの物件に住みたいんじゃけど」という相談をしとるはずなんです」とお伺いしております。それは記録か何かはございましたでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　結論から申しますとございません。なので、恐らくですが、つわの暮らし推進課に相談したというか、恐らく役場に相談したんじゃないなかろうかと思いますが、入居者が決まった後に「あの物件の入居状況というのを知らせてください」というお問合せはありました。ただ、入居者が決まる前の段階であの物件に関するお問合せがあったというのは、我々は、一応、そういう口頭録と電話録、それからそうしたお問合せ録をつけておりますが、それを確認しましたところ、ございませんでしたので御報告いたします。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　そうしたら私が聞いた話というのは幻だったんでしょうか。かなり御立腹でした。「建設途中からそういうお話を聞いて窓口に相談に行っとる。心待ちにしていたけど、気づいたらほかの方が入られていた」という方がお２人おられるんですよ。その経緯としてこれでは説明がつかないんですが、もうちょっと詳しい経緯の説明をお願いできますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　僕は議員が聞いたのが幻とは思っておりませんが、これまで私どもも、あの物件、森村地区のやつは令和４年の５月ぐらいから申込みを頂いたというふうに記録が残っております。なので、ずっと、そこから、令和４年度、それから５年度にかけてのいろいろな問合せ事項等々、詳細に一応記録したものがございます。そうした中で、建設途中も含めてなわけでございますが、そうした問合せ等がないんですね。なので、議員のところにおっしゃっていたという建設途中から言っておったと。しかもいつの間にか決まって御立腹であったというお話でしたけど、我々どものほうに、今回、議員の御質問があったということで私も詳細に調べたわけですが、そうした事実はないんです。

なので、先ほど言いましたとおり、恐らくですけど、申込書等が決まった後にそうしたことがあったんじゃなかろうかなというふうに我々どもは推察しておるところです。

ただ、いろいろな空き家バンクに登録をして、あそこのサイトに上がってくるとい

うふうなことも考えられておったというのが議員の御質問の中にありましたので、そうしたところで、空き家サイトへの登録、物件がサイトが上がってくるのを待っておられたということに関しましては、民間賃貸住宅はそういうルールがない中でやっておったということなので、そうしたことも含めて我々の周知方法がなかなか十分行き届かなかったがためにそうした住民の方々がいらっしゃったということを改めてここでちょっとお聞きしましたので、今後はその辺の周知方法についてはしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　ということになりますと、令和４年５月にこの改修が決まった。恐らく誰かが決裁してこれを改修するという話が令和４年５月に決まったということでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　令和４年５月というのは改修が決まったと。ちょっと私の説明不足で申し訳ありませんが、今の所有者さんから一番最初に相談があったのが令和４年の５月からということでございます。その後、これ、令和５年度の事業でございますので、いろいろな今回の民間賃貸住宅支援事業等の補助金の交付決定等は令和５年度に入ってからいろいろそうしたことが決定もなされてきたというふうになっております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　ということになりますと令和５年度にこのお宅の改修の決裁が下りたということでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　お見込みのとおりでございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　ここを改修されよるときというのが今年の６月、７月ぐらいだったかなと記憶しとるんですけど、私もはっきりいつからというのは覚えてはいないし。

ただ、ここの御近所で畑で耕運機が動かなくなったといって自分が直しに行った経

緯がございまして、ちょうどそのときに改修されよったし、改修しよる方も存じ上げる方だったのでそこでちょっとばか話の一つなりして帰っとるんですけど、ちょうどたしか暑かったなという印象があるんです。ということで、事業が決定されてから改修までの間に１年程度の空白があって、その５年のときにはもう既に誰かが入居されるということが決まっとったということでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　入居時期がいつ決まったかというところまでは、私、ちょっと手元にございませんが、議員がおっしゃるように夏のときというのは今年の夏だと思うんですね。そうすると今年の夏の時点ではもう決まっておったと思います。

要は令和５年度の事業ですんで、令和６年の夏にはもう決まっていて恐らく入居もしておるという状況だと思いますので。なので、私、手元に口頭録がございますが、補助金の交付申請、交付決定というのがちょっとございませんので正確なところはございませんが、令和５年度中には恐らく決まっておったんじゃなかろうかというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　となると、令和５年度中、交付決定されてすぐぐらいに入居される方が所有者さんとお話しされて入居する経緯に至ったということだろうと思うんですけど、所有者さんと入居されとる方のつながりが、例えばこれが旧知の中だとかいうんだったら何となく分かるとか、４親等以上離れた親戚とかいうんだったら分かるところではあるんですが、この関係性をお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　それに関しましてはあくまでも入居者と所有者様とのお話ですので、我々は、一切、例えば役場が承認したとかそういうことじゃございませんので、そこの関係性とかについては関与しておりません。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　これ、大切なところになってくると思うんですけど、もし関係性がない赤の他人だったとしたならば所有者さんと、今、入居されとる方と。

この入居されとる方は何をもってこれを知り得ることができたのか。まだ交付決定されてすぐの段階で改修工事もされないうちになぜそれを知り得ることができたのか。ここになってくると思うんですよ。なぜ交付決定を受けて工事をするまでの間に知ることができたのかということをちょっと質問させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　議員おっしゃるように、この物件は、ほぼ、入居者の方も、議員、当然、御承知のとおりですし、私も知っておりますので、その辺に関しまして、多分恐らくいろいろな疑念があるんじゃなかろうかというふうに推察しております。

正直、私どもでそこの接点というところまでは、私ども、私、つわの暮らし推進課長をやっていますが、そういうところまでは存じ上げていないというのが実態でございます。

ただ、議員おっしゃるように、そういうところの情報を知り得たんじゃないかというような、いろいろな疑念をお持ちなんだろうと思いますが、そこのあたり、もしいろいろな手続論等はいろいろなこちらのルール上に従ってやってきたわけですが、いろいろなそこら辺で、もし、もうちょっと更にそこら辺の入居者決定におけるプロセスで知り得たこととか、それから、そこで実際に賃貸と賃借とかが合致したというようなあたりは、申し訳ないですが、現時点ではどういったことであったとか、そういったところまでは承知する余地もございませんし、それを役場が承認する立場でもございませんので、その辺はなかなかお答えしづらい部分かなということで御理解いただけたらと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）

私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、５番、横山元志議員の質問を終わります。

―――――――――――・―――・―――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさんでした。

午後０時05分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員